

『外部の専門家の支援を受けながら 経営力強化を図るための資金を調達したい』

経営力強化サポート資金

中小企業者等の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、中小企業者等の経営力の強化を図ることを目的とした資金です。

対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等

※認定経営革新等支援機関とは、税務・金融・財務に関して専門的な知識や実務経験を持つ税理士、公認会計士、金融機関等で、国の認定を受けた者です。

※この資金は、一般保証のほか、セーフティネット保証5号の利用も可能です。

※セーフティネット保証5号の利用に当たっては、市町村長から認定を受ける必要があります。指定業種は、中小企業庁ホームページでご確認ください。

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
(既往の県制度融資資金の借換えも可。ただし、セーフティネット保証5号を利用する場合は、既往の県制度融資資金のうち新型コロナウイルス感染症関連資金を借り換える場合に限りです。)
- 融資限度額 8,000万円
- 償還期間 運転資金 5年以内(うち据置1年以内)
設備資金 7年以内(うち据置1年以内)
※ 県制度融資資金の借換えを行う場合は10年以内(うち 据置1年以内)
- 利率 年1.60%
- 保証人・担保 保証人:原則として法人代表者以外不要,
担保:必要に応じて徴求
- 信用保証料 年1.45%以下
(セーフティネット保証5号の場合は、年0.67%)

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744